

台湾知的財産権質問箱 (Q & A)

第4回「台湾模倣品・海賊版対策Q & A」

(元) 特許庁審判部審判官・
交流協会台北事務所経済部主任
(現) かなえ国際特許事務所
副所長・弁理士 松本 征二

<はじめに>

台湾知的財産権質問箱 (Q & A) の第4回目は、台湾の模倣品・海賊版対策を取り上げます。

台湾では、2003年1月に模倣品・海賊版（以下「模倣品等」といいます。）の取り締まりを専門的に行う警察部隊（保護智慧財産権警察大隊）を設立する等、模倣品等の取り締まりに積極的に取り組んでいます。その背景は、台湾は日本の九州程度の広さで、資源も乏しいことから、経済のさらなる発展には海外からの投資拡大が必要であり、そのためには、知的財産権保護に関する整備が重要であることを政府自体が認識していることが挙げられます。

しかしながら、2009年の保護智慧財産権警察大隊による模倣品等の摘発件数に占める権利者の国籍割合を見てみると、米国は38%、欧州は32%であるのに対して、日本はわずか9%で、権利者が欧米の場合と比較して、明らかに摘発件数が少なくなっています。この結果は、権利者が日本の製品の模倣品等が少ないのではなく、権利者側が、台湾に於ける模倣品等の取締機関の活用方法を十分に理解していないことが原因であると筆者は考えています。

そこで、台湾知的財産権質問箱 (Q & A) の第4回目では、台湾で模倣品等を効果的に摘発するために留意すべき点について、御説明致します。

Q 1. 台湾で模倣品等の被害にあった場合、どのような救済措置があるのでしょうか？

(A) 司法による救済と行政による救済があります。

司法による救済は、権利侵害による損害賠償請求、販売や輸出入の差止請求等を裁判所に提起することになりますが、模倣品等の製造或いは販売業者を特定し、且つ、証拠を集めた上で訴訟をすることになります。また、裁判で勝訴しても、模倣品等の製造又は販売業者に資産が無ければ損害賠償金を得ることができず、弁護士費用等、必要経費の方が高くつく場合がありますので、事前に被告側の資産状況についても調査しておく等、周到な事前準備が必要です。なお、台湾では、専利法（日本の特許法、実用新案法、意匠法に相当）には刑事罰の規定が無いことから、専利権の侵害に対しては、民事による救済を求めることになります。

一方、損害賠償金等を得ることが目的ではなく、模倣品等の製造又は販売業者に行政罰・刑事罰等の打撃を与え、模倣行為を止めさせることが目的である場合には、行政機関による救済を求めた方が費用及び効果面で有効です。

Q 2. 台湾で模倣品等の救済を行う行政機関はどこですか？

(A) 一般的には、警察、税関、公平交易委員会に救済を求めます。

警察には商標権侵害及び著作権侵害について、税関には商標権侵害及び著作権侵害に加え、裁判所から仮処分を得ている場合には専利権侵害につ

いて、公平交易委員会にはデッドコピーや包装の模倣等の不正競争行為について、救済を求めることができます。

なお、重大犯罪については法務部調査局、また、地検が告発・告訴・自首により捜査を行う場合がありますが、通常の模倣品等や不正競争行為については、警察・税関・公平交易委員会が一般的に取り扱います。

Q 3. 警察にはどのように模倣品等の摘発を依頼したらよろしいのでしょうか？

(A) 模倣品等の製造或いは販売の具体的証拠を既に有している場合は告訴、製造又は販売業者等の特定ができない場合は、摘発の依頼を行います。

デパート等で模倣品等が販売されている事実をつかんでいる場合は、(1)商標登録証、著作の創作又は発行の証明書等、権利者であることを証明する書類、(2)模倣品等を購入した領収書、(3)購入した模倣品等の鑑定書、(4)刑事委任状、を揃えて、警察に告訴を行います。なお、告訴は、一般警察でも上記した保護智慧財産権警察大隊のどちらでも可能です。その後は、警察が捜査を行い、被疑者を逮捕・送検し、検察が証拠十分と判断すれば、起訴し刑事裁判手続きに入ります。

また、模倣品等が出回っている事実を把握はしているものの、例えば、夜市を転々としたり、チラシを見て申し込みがあった模倣品等を郵送する等、製造又は販売業者を特定できない場合は、警察に権利者であることを証明する書類を提出すると共に、真贋鑑定のポイント及び警察が模倣品等と思われるものを発見した際の連絡先を伝えます。そして、警察から連絡を受けた場合には、速やかに真贋鑑定を行い、模倣品等である場合には、鑑定書及び刑事委任状等、告訴に必要な手続きを行います。

Q 4. 明らかに模倣品等とわかる場合であっても、警察は独自に逮捕・送検をしないのですか？

(A) 実務上は、告訴があつてから捜査が行われます。

著作権侵害は、光ディスクを複製する方法により他人の著作権を侵害した場合を除き親告罪ですが、商標権侵害は非親告罪です。したがって、夜市等で販売されている映画や TV ドラマ等の海賊版 DVD や商標権侵害の場合には、法律上、警察は告訴を待たずに自ら捜査することができ、また検察官は被疑者を起訴することができます。

しかしながら、近年、模倣品等も非常に精巧になっており、一見しただけでは、真贋の判断が難しい場合があります。警察もある程度は真贋の判断ができ、被疑物件を見つけることはできますが、それが本当に模倣品等であるのかの最終判断を警察の責任で行うことは困難です。

したがって、実務上は、警察から連絡を受けた権利者自らが真贋鑑定を行い、告訴する手順が一般的です。

なお、権利者の告訴による場合、仮に検察官が不起訴処分にしても被害者として再議の提起ができ、また、被告と和解した場合には、告訴を取り下げることができるというメリットがあります。

Q 5. 警察から通知を受けたら、真贋鑑定はすぐに行わなければならないのでしょうか？

(A) 通知を受けたら、速やかに指定場所に赴き、真贋鑑定を行う必要があります。

台湾の憲法及び刑事訴訟法では、被疑者を逮捕後、24 時間以内に送検できない場合には、被疑者

を釈放しなければならない旨規定されています。

したがって、警察に摘発を依頼する際には、警察からの連絡を受ける窓口（担当者名及び電話番号）を警察に登録すると共に、警察から連絡があった時には、権利者自らが直ぐに指定場所に赴くことが必要です。なお、権利者自らが真贋鑑定を行うことが困難な場合には、真贋鑑定の訓練を施し、権利者から真贋鑑定権と被疑者を告訴する権限を委任された者であれば、権利者に代わり、真贋鑑定を行うことが可能です。

冒頭、権利者が日本の製品の模倣品等の摘発が少ない旨指摘しましたが、欧米の権利者は、警察・税関の取締官を対象に積極的に真贋の見分け方の研修会を実施すると共に、警察との連絡体制及び真贋鑑定体制の整備をしています。一方、このような体制整備を行っている日本の権利者が少ないことが、日本の模倣品等の摘発が少ない大きな理由と考えられます。

Q 6. 税関にはどのように模倣品等の水際対策をお願いすればよろしいのでしょうか？

(A) 模倣品等の具体的な通関情報を持っている場合は「告発」、権利侵害の事実は把握しているものの、通関情報が特定できない場合は「提示」を行います。

まず「告発」ですが、権利侵害の疑いのある輸出入業者の名称、貨物名、輸出入港、日時、航空機（船舶）の名称及び便名、コンテナ No.、貨物の保管場所等、模倣品等の具体的な通関情報と共に、下記(1)～(3)の資料を関税総局又は輸出入地の関税局に提出することにより、水際取締が行われます。

次に、「提示」とは、権利侵害の事実を把握しているものの、通関情報等を具体的に特定できない場合に行われます。この場合は、下記(1)～(3)の

書類を関税総局又は輸出入地の関税局に提出します。そして、通関業務の過程で、疑義のある物品を発見した場合には、権利者に通知がなされます。

そして、税関での真贋鑑定は、空運輸出の場合には4時間以内、空運輸入或いは海運輸出入の場合には1営業日以内に税関に赴いて鑑定を行い、更に、通知を受けてから3営業日以内に侵害証明書類を提出することが必要です。

したがって、警察の摘発の場合と同様、税関との連絡体制及び真贋鑑定体制の整備をしておくことが必要です。

なお、税関では専利権の侵害についても水際取締を行っていますが、先ず、権利者が裁判所から侵害物品の輸出入を差止める旨の仮処分を得た後に、権利侵害に係る輸出入業者の名称、貨物名、輸出入港、日時、航空機（船舶）の名称及び便名、コンテナ No.、貨物の保管場所等の具体的な情報を提供する必要があります。

<提出書類>

- (1) 侵害を受けた事実及び侵害物を識別するに足る説明（真正品及び模倣品・海賊版の写真による説明等）。
- (2) 権利証書（商標登録証、著作権証明書）。
- (3) 代理人の代理証明文書。

Q 7. 警察・税関での模倣品等の摘発を向上するため、取締官を対象とした真贋鑑定研修会を開催したいと思いますが、どのようにお願いしたらよろしいのでしょうか？

(A) 業界団体を通して、警察・税関に真贋鑑定研修会の開催を依頼できます。また、台湾駐在の日本企業の集まりである台北市日本工商会では、会員企業の為に、警察・税関に対する真贋鑑定研修会を定期的に行っています。個別企業で参加したい場合には、台北市日本工商会の会員になり、研

修会に参加することも可能です。

なお、上記したとおり、真贋鑑定を速やかに実施する体制が整っていない場合、警察・税関から通知があっても時間内に鑑定ができないことから、結局被疑者を釈放したり貨物の通関を認めることとなります。結果として、摘発に繋がらないどころか、「あの会社は、依頼はするが、対応が非常に悪い。」との印象をもたれると、以後の摘発に悪影響を与えかねません。

警察・税関も組織である以上、摘発件数は業績評価の指標となります。模倣品等の摘発は、お互いが Win-Win 関係になれますので、双方が信頼できる関係を築くことが重要です。

Q 8. 不正競争行為の摘発はどのように依頼すればよろしいのでしょうか？

(A) 何人も「他人の名前、商号、商標、商品の容器若しくは梱包、形態、又はその他他人の商品・役務等の表示の模倣行為」があると判断した場合は、公平交易委員会に書面で告発し、侵害商品の販売・製造、運輸、輸出又は輸入行為を禁ずる行政措置を請求することができます。

公平交易委員会は告発の受理後、調査・研究を行い、告発された行為が不正競争行為に該当するか否か審議を行います。審議の結果、当該行為が不正競争行為に該当すると認定されると、侵害者に期限を定めて当該行為の停止、改善又は必要な是正措置を取るよう命じると共に、過料に処することもできます。更に、前記の期限を経過しても、当該行為が停止、改善されず、又は是正措置が取

られていない場合には、懲役、拘留又は罰金又は併科に処することもできます。

そして、公平交易委員会の決定は行政処分に該当するので、訴訟とは異なり、決定が下されると、侵害者に不服があっても、執行力はすぐに生じません。

なお、公平交易法の条文上は、商標権侵害に関しても公平交易委員会に告発することができますが、公平交易委員会は、未登録の海外の著名商標が侵害された場合のみ取り扱い、登録済み商標の侵害については取り扱っていないので注意してください。

Q 9. 当社が日本でのみ販売している商品の包装を模倣した商品が台湾で販売されているようです。今後、当社の商品を台湾で販売しようと考えていますが、台湾で既に販売されている商品を不正競争行為で告発できますか？

(A) できます。

台湾内で販売されていなくても、台湾で販売されている模倣商品より前に、日本で販売している事実があれば告発は可能です。実際に、あるファーストフード店が台湾で営業を開始するより前に、店内の色や商品の写真配列等、あたかも、そのファーストフード店が営業していると見間違うサービスの提供をしてした店に対して、そのようなサービスの提供は不正競争行為に該当すると認定された事例があります。